

○ 高周波利用設備許可関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第77号）

（傍線は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>高周波利用設備許可関係審査基準</p> <p>第1条（略）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 電波法（昭和25年法律第131号）をいう。</p> <p>(2) 施行規則 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）をいう。</p> <p>(3) 免許規則 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）をいう。</p> <p>(4) 設備規則 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）をいう。</p> <p>(5) 誘導式通信設備 施行規則第44条第1項第2号に規定する誘導式通信設備（同号(2)に規定する誘導式読み書き通信設備を除く。）をいう。</p> <p>(6) 実験用電力線搬送通信設備 設備規則第59条第1項ただし書の規定により総務大臣が別に告示する電力線搬送通信設備をいう。</p> <p><u>(7) 実験用各種設備 施行規則第45条第3号に規定する各種設備であって、漏えい電界強度の低減技術その他の実験を行うものを</u></p>	<p>高周波利用設備許可関係審査基準</p> <p>第1条（略）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 電波法（昭和25年法律第131号）をいう。</p> <p>(2) 施行規則 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）をいう。</p> <p>(3) 免許規則 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）をいう。</p> <p>(4) 設備規則 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）をいう。</p> <p>(5) 誘導式通信設備 施行規則第44条第1項第2号に規定する誘導式通信設備（同号(2)に規定する誘導式読み書き通信設備を除く。）をいう。</p> <p>(6) 実験用電力線搬送通信設備 設備規則第59条第1項ただし書の規定により総務大臣が別に告示する電力線搬送通信設備をいう。</p>

いう。

第3条 (略)

第4条 法第100条第1項第1号の設備は、次の各号に適合するものであること。

(1) 通信設備は、次の条件に適合するものであること。

ア 無線局の無線設備（予備免許を受けた無線局を含み、移動するものを除く。）又は受信設備（移動するものを除く。）に対する混信又は障害を与えないものであること。

イ 2以上の通信設備が近接して設置されることとなる場合には、相互の混信又は障害によって運用が阻害されるおそれがないこと。

ウ 実験用電力線搬送通信設備は、漏えい電界強度の低減技術の開発者が、当該技術を検証その他の実験を行うために設置するものであり、かつ、無線局の無線設備又は受信設備に対する混信若しくは障害又は無線設備以外の設備に対する障害（以下「混信等」という。）が発生した場合における混信等を除去するために必要な措置が確保されるものであること。

(2) 送信装置は、次の条件に適合するものであること。

ア 高周波出力は、次のとおりであること。

(ア) 電力線搬送通信設備にあつては、設備規則第59条第3項の規定に適合するものであること。

第3条 (略)

第4条 法第100条第1項第1号の設備は、次の各号に適合するものであること。

(1) 通信設備は、次の条件に適合するものであること。

ア 無線局の無線設備（予備免許を受けた無線局を含み、移動するものを除く。）又は受信設備（移動するものを除く。）に対する混信又は障害を与えないものであること。

イ 2以上の通信設備が近接して設置されることとなる場合には、相互の混信又は障害によって運用が阻害されるおそれがないこと。

ウ 実験用電力線搬送通信設備は、漏えい電界強度の低減技術の開発者が、当該技術を検証その他の実験を行うために設置するものであり、かつ、無線局の無線設備又は受信設備に対する混信若しくは障害又は無線設備以外の設備に対する障害（以下「混信等」という。）が発生した場合における混信等を除去するために必要な措置が確保されるものであること。

(2) 送信装置は、次の条件に適合するものであること。

ア 高周波出力は、次のとおりであること。

(ア) 電力線搬送通信設備にあつては、設備規則第59条第2項の規定に適合するものであること。

(イ) 当該通信設備の設置目的、使用条件等からみて、妥当な値であること。

イ (略)

(3) ～ (5) (略)

(6) 実験用電力線搬送通信設備については、免許規則別表第6号第2注19(2)に定める項目 全て が、実験に係る計画書に記載されており、かつ、次の項目が設備規則第64条の2の規定に照らして適切と認められるものであること。

ア 漏えい電界強度の低減技術による漏えい電界強度の値

イ 副次的に発する電波又は高周波電流による他の通信設備への混信又は障害を与えない技術的根拠

ウ 漏えい電界強度の測定方法、測定場所及び同一測定場所における運用時間当たりの記録回数等

エ 影響を受けるおそれがある無線設備又は無線設備以外の設備を所有又は占有する者に対する説明

(通信設備以外の設備関係)

第5条 法第100条第1項第2号の設備は、次の各号に適合するものであること。

(1) 第4条第1号の規定は、通信設備以外の設備（以下「設備」という。）の設置場所の審査をする場合に準用する。この場合において、同号ウ中「実験用電力線搬送通信設備」とあるのは、「実

(イ) 当該通信設備の設置目的、使用条件等からみて、妥当な値であること。

イ (略)

(3) ～ (5) (略)

(6) 実験用電力線搬送通信設備については、免許規則別表第6号第2注19(2)に定める項目 すべて が、実験に係る計画書に記載されており、かつ、次の項目が設備規則第64条の2、及び第59条第1項ただし書の総務大臣が別に告示するものの規定に照らして適切と認められるものであること。

ア 漏えい電界強度の低減技術による漏えい電界強度の値

イ 副次的に発する電波又は高周波電流による他の通信設備への混信又は障害を与えない技術的根拠

ウ 漏えい電界強度の測定方法、測定場所及び同一測定場所における運用時間当たりの記録回数等

エ 影響を受けるおそれがある無線設備又は無線設備以外の設備を所有又は占有する者に対する説明

(通信設備以外の設備関係)

第5条 法第100条第1項第2号の設備は、次の各号に適合するものであること。

(1) 第4条第1号の規定は、通信設備以外の設備（以下「設備」という。）の設置場所の審査をする場合に準用する。

験用各種設備」と読み替えるものとする。

(2) 設備の高周波発生装置については、次の条件のほか、第4条第2号ア(イ)の規定を準用して審査を行うものとする。

ア 周波数は、原則としてISM用周波数とし、それ以外の周波数は、特にその必要性が認められるものであること。

イ 電源電圧の変動、負荷の変動等による周波数変動幅ができる限り狭いものであること。

(3) 電源ろ波器は、その挿入箇所が使用目的からみて適切なものであること。

(4) 設備の安全施設は、施行規則第48条、第49条又は第50条に規定する条件に適合するものであること。

(5) 設備からの漏えい電界強度が、設備規則第65条に規定する値に適合するものであること。ただし、同条に規定する別に告示するものにあつては、当該告示に規定する値に適合するものであること。

(6) 混信防止について、必要な措置が講じられているものであること。

(7) 実験用各種設備については、免許規則別表第6号第2注19(2)に定める項目全てが、実験に係る計画書に記載されており、次の項目が設備規則第66条の規定に照らして適切と認められるものであること。

ア 漏えい電界強度の低減技術による漏えい電界強度の値

イ 副次的に発する電波又は高周波電流による他の通信設備へ

(2) 設備の高周波発生装置については、次の条件のほか、第4条第2号ア(イ)の規定を準用して審査を行うものとする。

ア 周波数は、原則としてISM用周波数とし、それ以外の周波数は、特にその必要性が認められるものであること。

イ 電源電圧の変動、負荷の変動等による周波数変動幅ができる限り狭いものであること。

(3) 電源ろ波器は、その挿入箇所が使用目的からみて適切なものであること。

(4) 設備の安全施設は、施行規則第48条、第49条又は第50条に規定する条件に適合するものであること。

(5) 設備からの漏えい電界強度が、設備規則第65条に規定する値に適合するものであること。

(6) 混信防止について、必要な措置が講じられているものであること。

の混信又は障害を与えない技術的根拠

ウ 漏えい電界強度の測定方法、測定場所及び同一測定場所における運用時間当たりの記録回数等

エ 影響を受けるおそれがある無線設備又は無線設備以外の設備を所有又は占有する者に対する説明